

第三百二十二回
国会

参議院中小企業対策特別委員会会議録第六号

平成七年五月十九日(金曜日)
午後五時四十五分開会

委員の異動

三月二十日
辞任

佐藤 三吾君

補欠選任

梶原 敬義君

三月二十二日
辞任

武田 節子君

補欠選任

白浜 一良君

五月十九日
辞任

井上 章平君

補欠選任

河本 三郎君

岩崎 純三君

溝手 顯正君

竹山 裕君

南野知恵子君

櫻井 規順君

竹村 泰子君

村田 誠醇君

及川 一夫君

片上 公人君

牛嶋 正君

出席者は左のとおり。

委員長 理事

石渡 清元君

鈴木 栄治君

中曾根弘文君

及川 一夫君

松尾 官平君

委員

大木 浩君

加藤 紀文君

河本 三郎君

南野知恵子君

溝手 顯正君

梶原 敬義君

竹村 泰子君

前畑 幸子君

国務大臣

通商産業大臣

橋本龍太郎君

政府委員

通商産業大臣官

房長

中川 勝弘君

通商産業大臣官

房審議官

河野 博文君

通商産業省通商

政策局長

細川 恒君

通商産業省貿易

局長

広瀬 勝貞君

中小企業庁長官

中小企業庁計画

中田 哲雄君

部長

中小企業庁計画

安本 皓信君

事務局長

常任委員会専門

里田 武臣君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(石渡清元君) ただいまから中小企業対策特別委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。
去る三月二十日、佐藤三吾君が委員を辞任され、その補欠として梶原敬義君が選任されました。

また、去る三月二十二日、武田節子君が委員を

辞任され、その補欠として白浜一良君が選任されました。

また、本日、櫻井規順君、片上公人君、村田誠醇君及び岩崎純三君が委員を辞任され、その補欠として竹村泰子君、牛嶋正君、及川一夫君及び溝手顯正君がそれぞれ選任されました。

○委員長(石渡清元君) この際、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石渡清元君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に及川一夫君を指名いたします。

○委員長(石渡清元君) 特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。橋本通商産業大臣。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法は、経済の多様かつ構造的な変化の影響を受け、または受けるおそれのある中小企業者が新分野進

出等を行う際に各般の支援措置を講ずるものとして、平成五年十一月に制定されたものであります。

現在、中小企業者は、最近の円高の急激な進展により事業活動に支障が生ずるなど深刻な問題に直面しております。このように中小企業者を取り巻く環境が一層厳しくなっている中、中小企業者が前向きに事業活動に取り組む、こうした環境に適応していくことが強く期待されているところであります。

本法律案は、以上のような観点から、かかる中小企業者に対する各般の措置を講ずることを目的として立案されたものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

最近の急激な円高の進展という国際経済事情の急激な変化が、工業その他の特定の業種に属する中小企業に影響を及ぼしていることにかんがみ、その事業がこれらの変化による影響を受け、または受けるおそれがある中小企業者が行う新分野進出等、新商品または新技術の開発その他の新たな事業活動及びこれらの準備のための事業活動を行う中小企業者に対して、中小企業近代化資金等助成法の特例措置及び課税の特例措置を講ずることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(石渡清元君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○牛嶋正君 平成会の牛嶋正でございます。大臣は予算委員会から引き続きの御出席でお疲れの

ことと存じますが、三十分という限られた時間でございまして、よろしくお願いをしたいと思います。

予算委員会でもこの問題についていろいろ御質疑があったようでございまして、できるだけ重複を避ける意味で、私はちよつと中長期的な視点でこの問題を取り上げさせていただきたい、こんなふうに思っております。

政府は四月十四日に緊急円高・経済対策を発表されました。その三日後でございました。それから、APECの蔵相会議がございまして、聞くところによりますと、そのときアジアの各国・地域からのこの対策に対する評価というのはそれほど高くなかった、むしろ冷やかな見方が多かったというふうなことを聞いております。

なぜそんなふうな評価に終わってしまったのかということですが、私なりに考えてみますと二つほど理由があったのかなというふうに思っております。

一つは、全体で二十四項目の対策が提示されておりますけれども、そのいずれもが大体これまで出てまいりました対策でそれほど新味がなかった。そんなことで、多くの関係者から全く具体性に欠けるというふうな批判が出たように思っています。

もう一つの理由は、円高による国内経済への影響を最小限に食い止めることに終始したために、これまでのと同じように守りの姿勢が非常に強く出てしまったのではないかと考えております。この守りの姿勢というのは、アジアの各国あるいは地域から見ますと、日本が国内のことだけしか考えていない、こういうふうな状況に映ったのではないかと、そういうところからこの対策に対しては余り高い評価を得られなかったのではないかと、いうふうに思うわけです。

私は、こんなふうに考えてみますと、今我々がやらなければならないことは、もちろん当面の対策や緊急の対策も必要ですが、もう少し前向きで中長期的な視点に立つて各般の対策を提案

していかなければならないのではないかと、こんなふうに思うわけでありまして。今こそ中長期的な視点に立つて、これからの日本の経済、財政の運営の基本方向をある程度示す、あるいはあるべき産業構造の姿を示す、そうする必要があるのではないかと、いうふうに思うわけでありまして。

大震災とかあるいは急激な円高、こういった我々国民生活に非常に大きな影響を与えるような出来事に対処していく場合に、もちろん緊急の対策、そして当面の対策も必要ですが、あわせて中長期的な視点に立つての対策も出していかねばならないのではないかと、思っています。

そこで、まず第一番目の質問ですが、この法案は、私が申しました緊急の対策、当面の対策、中長期的な視点に立つた対策というふうに三段階に分けた場合にどの段階に属する対策であるのか、まずこの点について大臣のお考えをお聞かせ願いたいと思っております。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 私は委員の御見解に反論をいたすつもりはありませんけれども、APECの蔵相会議並びにその時点で行われました日米蔵相会談における各国の受けとめという点につきましては、私は多少委員とは判断を異にいたしております。

これは、実は日本の国内における報道でも同様の問題点があったわけでありまして、私は今回の緊急円高・経済対策の中における重要なシグナルについて必ずしも市場は的確に受けとめておらなかったのではないかという思いを、その後四極の通商代表会議等におきましても痛感を感じました。

それは何かといいますと、今回の補正予算に臨みます姿勢として、例えば既往の予算の組み替えでありまして、例えば増税によるのではなく、赤字国債を発行するという、言いかえれば日本が国家意思を持って経常収支の黒字の意味のある縮小に政府として踏み切る決意をした、この点のシグナルが必ずしも的確に伝わらなかったのではないかと、あるいは、的確に伝わらなかった結果、

その実体を見せてほしいという、これはまさにアメリカのルービン財務長官が武村大蔵大臣に対して使われた形容詞のようでありまして、その数字を見せていただこうという表現が非常に的確に示しますように、円高対策から補正予算の編成までの時間差というものが、ややもすると懐疑的とかあるいは非常に批判的という受けとめを市場に与えた一つの原因ではなからうかと思っております。

ただ、私自身四極通商代表会議に参りましてそれぞれの方々の個別の会談をいたしました際に、全く相手側がびっくりされましたのは、一つは公定歩合1%という史上かつてない低金利を設定していること、そして赤字国債の発行というものを前提にした補正予算の編成に取り組んでいること、この二点でありました。

これは、あるいはむしろ我が国の広報能力に問題があったのかもしれないけれども、残念ながら十分に相手側にメッセージとしては伝わっておりませんでした。そして、この二点を説明しましたときには、むしろそこまで思い切ったのかという反応が返ってまいりました。

ですから、この点は私は委員の評価と多少見解を異にいたします。その上で、私は委員が今御指摘になりましたような、さまざまなプロセスを経た中長期的な施策を必要とする、そのお考えは全く我々と異なるものではないと受けとめております。

そして、我々自身が今、内需拡大のための社会資本の計画的な整備、また我が国の市場というものの対する世間の目を改めていくためにも、対日アクセスの改善、また内外価格差の是正のための規制緩和というものを積極的に今後継続をしていく努力、そして新規事業の育成支援、既存産業の事業革新の支援等によります経済フロンティアの拡大、これには例えば純粋持ち株会社の制限の緩和といったものも含めて考えたいと私は思いますが、こうしたものをあわせて総合的に進めていく必要があると考えております。

そして、こうした考え方というものは、私は内外に開かれた日本、国際的にも調和のとれた経済社会の構築に向かうとして示すものであり、またその方向に進んでいくことに資するものであると考えております。

その意味では、先ほど委員から御指摘がありましたこの法律案の位置づけはと言われますならば、我々は、昨年以来の為替の状況の中で既に円高の影響を受けておりました中小企業というものを、例えば今回御審議をいただきました、そして成立をさせていただきました創造法等の役割として今後の対応を考えておりました。ところが、三月に入りましてから非常に急激に為替が変動いたしました結果、私はびぼう策という言葉は使いたくありません、この非常に急速に動きました為替の状況に対応する対症療法的な役割を持つものと、私はそう思っております。

むしろこうした法制度を恒久立法にしなければならぬような状態は何としても避けなければならぬと、この法律を含めました施策がそうした効果を発揮することを心から願っている次第であります。

○牛嶋正君 今、大臣がおっしゃいましたように、やはり中長期的な対策というものはつきりと示していかなければならないと思います。その場合に、もう一度やっぱ戦後の我が国の産業政策と申しますか経済の運営の基本的な方向、どういうふうな方向をたどってきたのかということ振り返っておく必要があるかと思っております。

これはよく言われることでありますけれども、やはり貿易立国主義に基づいて先進国に追いつけ追い越せということで経済運営はなされてきたわけですから、それぞれの経済の発展段階で、産業政策としてはリーディングインダストリーを育てて、それを先頭に立てて経済の発展を持続させる、こういう政策であったかと思っております。

この政策は、外から見ると、これは余り私は好きな言葉ではありませんけれども、一國繁栄主義というふうな呼ばれ方をする人もあるんですけれ

ども、そんなふうにも映るんではないかというふうに思います。そして、そのもとで今の産業構造というものができ上がって、あるいは経済のいろいろな仕組みができ上がっているということですね。

しかし、我が国の経済は非常に経済活動も拡大をいたしまして世界GNPの二五％以上を占めるようになったわけですが、こういって状況のもとで、この一國繁栄主義のもとで形成されてきた産業構造にでもあるいは経済の仕組みにしても、十分に機能できないような、何といえますか経済の実態とそういった制度や仕組みとのずれみたいなものが今あらわれてきているんじゃないか、そのことが実は円高を初めとするいろいろな諸問題を引き起こしているというふうにも考えられるわけですね。

そうだといたしますと、今の産業構造を大きく変わりました我が国を取り巻く国際環境の変化に対応するようにやっぱ変えていかなければならない、また経済のあるいは財政の基本的な運営の方向もやっぱ見直していかなければならないのではないかと、こんなふうにも思っております。

そこで、どういふふうな方向にそれを持っていけばいいのか。これは非常に難しい問題でありますけれども、今大臣がお考えになっておられます考えの一端でもお聞かせ願えれば、私もそれに基いてまた議論を展開していきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○国務大臣(橋本龍太郎君) これは大変難しい御質問でありまして、的確な答えになるかどうか、自信は必ずしもありません。

ただ、過去を振り返るという意味で、第二次大戦後の日本の産業の中で常にリーディングインダストリーがあった、そしてそれが全体を引っ張ってきた、そしてある意味ではそのリーディングインダストリーというものの次なる候補者が見つからない中で苦悶をしている、こういう言い方も私はあながち間違った見方ではないと思っております。

ただ、過去を振り返るという点になりますと、少々過去になり過ぎるかもしれませんが、私も私は徳川時代から明治そして大正、昭和と続いているこの時代の中で、ややもすると忘れられがちでありますけれども、日本の教育水準が非常に高かった。そして、徳川時代で既に日本は非常に優秀な職人国家であった。そして、その方向というものは、少品種大量生産の方向ではなく多品種少量生産の中での職人国家としての技量が育ってきた。私は歴史の中から学ぶとすれば、まず一つこれがあると思うんです。

去年の秋、実は長官に私が無理を言いました、東京の中で特に大田区における中堅企業と特殊な部門に非常にすぐれた能力を持つ小企業との結びつき、それが現在一体どういう状況になっているかを調査してもらいました。

この中には、我々として考えるべき多くのものが存在するように思いますが、そこで一つ、やはり私自身間違っていないかと思ひますのは、その少品種大量生産を支えてきたのも、実は徳川時代からずっと育ってきた職人国家日本という部分の系譜に属する非常に特化された、非常に専門性の高い優秀な技術力というものが結果として大企業を支えてきたのではなからうかということがあります。

私は、これから先の日本の産業が当然のことながら新たな分野を模索し、その中では、産機審の答申の中でも情報・通信でありますとか医療・福祉でありますとか住宅関連でありますとか十二の分野を掲げておりますように新たな分野を模索していくべきであります。その職人国家日本という部分を我々が今後忘れてしまふならば、リーディングインダストリーそのものが育ていかないのではないだろうかというのを非常に強く感じております。

言いかえれば、我々は一方では産業構造自体を変えていく、その中で既存産業が新たな分野に発展をしていくプロセスも模索をしなければならせんし、新たな産業の育成にも心を砕かなければ

なりません。同時に、それを支える特化された技術を持つ小企業、中小企業というよりもこれはもう小企業から零細企業に属する分野かもしれない、しかしその特化された技術の伝承というものをどうすれば今後存続できるか、これは国際分業とかさまざまな視野で進めていく施策の中にあっても忘れてはならない視点である、私はそのように考えております。

○牛嶋正君 もう少しこの問題について議論をしたい気もあるんですけども、ちよつともう一つ大事な質問が用意されておりますので、これはまた次の機会にさせていただきますと思いますが、私自身も先ほどリーディングインダストリーの話をしましたけれども、その根底には地場産業があったというふうには私は思っております。今、韓国が非常に成長しておりますけれども、日本と韓国の違いは地場産業の層の違いではないか、こんなふうに思っております。この議論をし出しますとまた相当時間がかかりますので、次の問題に移らせていただきます。

今、私ここに先進主要国の貿易依存度という一つの数表を持っております。貿易依存度というのはGNPに対する輸入輸出の合計額、いわゆる貿易額の比率でございます。

ちよつと申し上げますと、これは一九九四年のデータでございますが、日本は二一・七％、アメリカは二一・八％、イギリスは二一・三％、ドイツは二一・一％、フランスは二一・〇％、三極構造と言われているEU諸国、この代表選手でありますイギリス、ドイツ、フランスはいずれも五〇％前後の貿易依存度を持っているわけで、いかにEUに含まれる諸国の国際分業が進んでいるかというところであります。それに對しまして日本は二一・七％なんです。私は、この数字は余り議論されませんけれども、非常に重要な意味を持

っているんじゃないかというふうに思います。例えば円を基軸通貨にするとか何とか言っても、やっぱ根底に物の流れがあるわけでありまして、それから考えますとこの比率は余りにも低

過ぎるのではないかと。こんなところに、日本のこれまでの産業政策等の、全部日本でもつくつてしまふというふうな一國繁栄主義と呼ばれても仕方のないような方向づけがあったんではないかなというふうにも思っているわけですね。

ですから、よく黒字幅のことが議論になります。GNPに対する黒字幅が、日本は輸出が九・四で輸入が七・三ですから二・一％、ドイツは輸出が三二・二％の輸入が二九・九％ですから三・三％、このGNPに対する黒字幅からいいますとドイツの方が大きいんですね。それでなぜ日本だけがこんなに攻撃されるのかということですが、私はこの場合に、先ほど申し上げました貿易額に対する黒字幅を見る必要があるのではないかと。それで見ますと、ドイツの場合は五・一％、ところが日本は二・七％なんです。私はこの点を改善しなければならぬ円高問題というのは解決しないのではないかと。

これは私の私見でございますけれども、少なくとも貿易依存度を二五％から三〇％まで引き上げていく、そうすることによって東南アジアを中心とした新しい国際分業体制というものが構築されるのではないかと。私はそういった新しい国際分業体制をつくらなければいけません。この円高問題というのは解決しないというふうにも思っておりますけれども、これについて大臣はどんなふうにお考えになるかお聞かせを願いたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今の数字は私も大変興味深く伺いました。そして、その見識というものは私は敬意を表したいと思ひます。

ただ、それだけではないと私は思ひます。そして、やはり我が国の場合によく言われますように、經常収支の黒字幅というものは、実は為替が変動しておりますために、円で考えますと縮小しておりますものが、円のピッチの方が速いためにドルでカウントいたしますといつてもたつても黒字幅が縮小しない、むしろ拡大する危険性すらあるというふうな問題点も一方ではございまして

さらに、委員の御指摘になりましたような国際分業という視点でこれを考えますとき、比較等質なレベルを持っておりますヨーロッパの場合には比較的水平分業は成立しやすい。島嶼国であるということも一つ原因がありましうけれども、アジアの一角に位置いたします日本の場合に、たまたま韓国を例示に引かれましたが、あれだけの産業を持ちながらその分野においての層の薄さがある、こうした点を委員も御指摘になりましたように、アジアのエリアの中におきましてすそ野産業の育成というものが非常に急務でありますことは、昨年にAPECの中小企業大臣会合を主催いたしましたときにも一つの大きな問題点でありました。

そして、そのすそ野産業をそれぞれの国において育成すべく日本の投資が行われまると、そのためにまたその建設資材あるいは機械、さらには原材料といった形で日本の輸出が一時的にはありますけれども拡大をする。これを代替するだけの相手国の国内産業が育ちませんと、そこでまた日本の輸出は膨らむという、これはヨーロッパにおける水平分業とは異なつた問題点を私は持つておると思ひます。ですから、これはヨーロッパと日本を比較いたしました場合に、その点のハンディは一つやはり計算に入れていただかなければならないと思ひます。

それと同時に、私は実はヨーロッパと日本を比べましたとき、たまたま本日予算委員会である委員から御質問が出たわけでありましたが、電力あるいはガス、このエネルギーにおける内外価格差というものが議論の俎上にのつたわけでありましたが、そこまでの御答弁を申し上げる間がありませんでしたけれども、例えばガスにおきまして、パイプラインでつなげるヨーロッパ諸国、タンクローリーで運ばなければならぬ日本、コストの異なる原因というものはさまざまとところに存在をいたしております。

ですから、私は実は、例えば抗生物質のような非常に急速に効く処方せんというものが今我々に

あるかといひますならば、このリストラ法の改正案もそうでありませうけれども、対症療法的に対応したものはございませう。しかし、日本が現在必要とするのはむしろ漢方薬ではないだろうか。根本的に體質を治していくためには、直接問題となつてゐる部分以外をも治しながら、常にその市場を開いていく努力、むしろ私はそうしたものが必要なのではなからうかと思つております。

的確な答えになりませうでなければ、そのまゝの感じを申し上げました。

○牛嶋正君 私が次に質問しようとしていたことを答えていただいたんですが、実はもう繊維産業は割合分業が進んでおりますが、これは直線型の産業構造ですから、川上の紡績から始まりまして川下のファッショ、アパレルまで。それで、割合技術水準の格差がありまして、例えば川上を発展途上国で受け持つ、そしてファッショとかアパレル部分は日本で受け持つ、こういうふうな分業がもう今やでき上がつてゐるわけなんです。

問題は、組み立て加工型産業の、いわゆるピラミッド型をしていて、しかも非常に複線型の産業構造の場合ですね。これは技術の格差がありまうとなかなか分業ができません。今大臣が御指摘になつたとおりだと思ひます。だけれども、これをやらなければ先ほど言ひましたような本当の新しい国際分業体制というのはできないと思ひます。

そうだとすると、この技術格差を埋めながら分業をどういうふうに進めていくのか、しかもこういう複線型の組み立て加工型産業のところまで進めるか、これが非常に大きな課題で、この法案がそれに対してどんなふうなかわり合ひを持つてゐるのかということもこれからさらに質問したかったんですが、実は時間がもう来てしまひましたので、ちよつとこの点についてはまた次の機会に御議論させていただくことを申し上げて、終わらせていただきます。

○古川太三郎君 最近の円高ということについてはもういろいろ議論があるんでしようけれども、

本当は何が原因かということ突き詰めていかないと、これはやばりいつまでも円高になつていくような気がするわけなんです。突き詰めても、それが実行できるかどうかという問題も大いにあると思ひます。

この法律ですけれども、確かに円高で大変御苦労なさつてゐる中小企業に救済の手を差し伸べるというこの趣旨は非常にいいことだと私は思つております。

決してそれについて反対をするつもりはございませうけれども、ここで製造業に限つて苦しいところならやはり救済するよと、こういうことでやると、確かに製造業ならば今までも生産額が落ちれば必ずこの法律の適用ができるというのなら、例えば百人いるときに八十人に減らして、そして新しい生産能力のある設備を投資した、それで百人で百万の生産額があつたものが八十人で九十万の生産額まで来たと。確かにこれは合理化されてゐるんですけども、そういうことができないような企業でもこの法律で救うことになれば、これは労働者の首切り、雇用調整というものを非常に進めることにもつながつてくるんですね。だから、その点をこれは見落としてゐられるんじゃないかなと。

もう一つ言えば、そういう合理化をすることによつてコストダウンができますから、これはまた外国に輸出することもできる。そういうことになれば円高をますます円高にしていく。三百六十円のころから見れば、日本人は働いて働いて働き尽くして、そしてまた苦労してゐるんですね。

だから、同じ設備投資をするにしても、環境問題とかあるいは新商品とかそういうものの分野ならいいんですけども、単に量産ができる、そしてコストダウンができる、それだけでもこれを救つていくと、中小企業は大変な時代ですからそれもいいとしても、それならば大企業が今までそのことをやりながらやってきた反省というのが一つもないんですね。

日本の企業というのは、今までは先行投資、労働者にそのときにとうかつたお金の分配も制限しながら、しかも税金もなるべく支払わないという形であれば、会社というのは先行投資していればいつまでもよかつたわけですね。そういう先行投資が多過ぎるから、生産力が上がつて日本の経済はよくなつたんですけれども、いつまでも円高になつていくというふうな恐れを私は持つてゐるんです。

だから、一番大事なことは、労働者の首切りにつながつていかぬかどうか、そしてそれがとまつたとしても円高はまたまた繰り返されるんじゃないか、そういう疑問を持つておりますので、その点を答弁願ひたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 一面私は委員の御議論のようなケースも想定し得る、これを全く否定はいたしません。そして、それが心配だからこそ、この法律の中に雇用についての配慮規定を「雇用の安定等」と、十二条に我々としてこれを条文として起してあります。

ただ、その上で一点私は申し上げたいと思ひますのは、日本の経済の実態に合つた水準でじりじりと円高になつていくのであれば、私は必ずしもその円高がいかぬというのではないと思ひます。ところが、今回なぜこのリストラ法の改正法の御審議をお願いしなければならぬかと申し上げますならば、この三月に入りましてからの本当に急速な、異常な為替の変動というものに対応する、ですからまさに対症療法であります。先ほど申し上げたわけでありませうけれども、条件の中でこの法律の御審議をお願いすることになつたわけでありませう。

本質的に、委員が御指摘になりましたような、例えば会社自身が設備投資を積極的に行ひ、それによつて自社の営業成績を維持できるようなノーマルな状態でありませうならば、私はこういう法律を必要とは思ひません。むしろ、そうした心配以上に、この急速な円高の中でそれぞれの企業が持ちこたえられなくなり失業が発生するような状態を防がなければならぬ、雇用を確保しな

ければならない、そうした視点があることはぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

○委員長(石渡清元君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、井上章平君が委員を辞任され、その補欠として河本三郎君が選任されました。

○古川太三郎君 大臣のおっしゃることはよくわかるんですが、事実この法律の適用は、先ほど申しましたように百人で百万を稼いだところは八十人にして、そして新機械を入れることによつて九十人分の九十万を稼ぐというところでも適用になるわけなんです。これは除外していいはずなんです。ということとは、そういうおそれが必ずあると。労働者の首切りというのはしやすくなる。しやすくなると言つては語弊があると思ひますけれども、しても構わない。

これはやっぱりの国の予算を使つてのことですから、国民一般の税金をそういう方面だけに使つてしまつたということになつては、私はそういう意味でも手を挙げて賛成できるものではないなと。何かこう絞れるものが必要じゃないかなという気がするんです。それが一つ。

それと、急激な円高ということをよくおっしゃるんですが、円高になるときは、それは急激でなければ余りそれを売買している人の意味がないですから、必ずどこか急激にどんと行きます。そして、このあたりでとまるだろうという、例えばフアンダメンタルズとしては日本では百円だとか百二十円だとかそういうことを言われますけれども、それは本当に生きている人間の躍動感といひますか、そういうところで経済は動くんですから、机の上で統計だけを見ていて、このあたりが日本の円の実力だとか、そういう発想が逆にそのギャップをつくつていくんじゃないか、そういうおそれも持つんです。

そういう意味から、急激な円高というのは何もう一回に限らない、何回でも起こるときは起こるだ

ろうと私は思つてゐるんです。だからそれは余り理由にはならない。政策をやつていたというけれども、急激な円高だから仕方ないということとはやつぱり政策がなかつたことと一緒ではないかなと。

そういう意味で、生きた経済の關係で利益が出るという形になれば、会社というものはその方面にむしやに進みますから、そういうものでも救つていくことになつていいんだらうかという疑問があるということなんです。本当はそういうものは絞つてもらいたいなど。設備投資が多くなり過ぎて円高になつてきたという反省が一つもないというところにこの法律の疑問点があると思ふんですけれども、そのあたりをお伺ひしたい。

○政府委員(中田哲雄君) 二点御指摘ございまして、たけれども、最初の雇用の問題でございまして、円高といつたような不可抗力的な事態によつて企業が被害を受ける、それによりまして雇用にも悪影響を及ぼす、それを何とかしのげるような状況をつくつていきたいというのが基本的な考え方でございます。

むしろ、この計画の承認の時点におきまして雇用についてどうなつていくかということについて記載をしていただくということで、これにつきましても十分配慮をする。先ほど大臣が申し上げましたように雇用の安定についての配慮ということが第十二条にございまして、今度の改正もさせていただいておるわけでございまして、けれども、それが法律上の義務でございまして、そういう形で雇用への配慮をしていきたい。

これまで千三百件ほどの承認が行われておりますけれども、これまでの承認の実態から申しますと、雇用に問題のあるものは一件もなかったわけでございます。申請上もございませぬし、またしたがございまして承認しているものもない、こういう状態でございます。むしろ雇用を維持し、企業の経営を安定させていくということがねらいでございます。

それから、二点目の急激な円高といつても切りがないではないかということも御指摘のとおりでございましてけれども、ただ、現に起こつてゐるものにつきまして放置できないという面がございまして、円高によつて苦しんでいる方もたくさんあるわけでございます。

そういう意味で、円高の基本的なさかのぼつて対策を講ずるということは大変でございましてけれども、現に苦しんでいる企業を何らかの形で救つていきたい、少しでもお役に立つていきたいということでございます。むしろ大変に窮地に立つてゐる企業でございまして、投資について過大投資をするといつたような状況にはなくて、むしろ新しい分野に出ていくための準備期間として必要最小限の投資でもいいからぜひやつていただきたい、こういうことでございまして。

○古川太三郎君 だから私もこの法案は初めから反対だとは決して申してないんで、賛成なんですけれども、今までのやり方をそのまま続けて、何ら疑問点も反省点もなく、とにかく救えればいいという趣旨だけなら余りにも無策ではないですかと、こういう質問なんです。

そういうことで、そんな会社はないでしょうとかそういうことだけではやつぱりだめなんです、会社というものはもとこの点に利益があるというものであればそこへ行くわけなんです。法律というものはそこまできちんとくつていければいいけれども、くつてない場合には必ずそういうものを探しながら会社は動いていくんで、全部が善人だというようなことでやつては、これはせつかつく法律が逆作用になつては困るなという趣旨から疑問点を投げただけでございまして。

時間もと来ようですから、終わります。

○市川正一君 今回の改正案は、異常円高のもとでの大企業の海外移転、リストラの促進、逆輸入増大など、大企業の海外進出によつて影響を受ける中小企業者に対する対策となつております。もちろんそれ自体必要なことであります。最も重要なことはその根拠にある異常な円高の抜本的

是正にあることを私は指摘した上で、法案の内容について以下質問させていただきます。

この改正案で新設される第六條の二、そこで定義づけられてゐます特定中小企業の要件、政令で定める事業展開計画の承認を受けられる中小企業者の対象業種及び条件とは、私の理解するところでは、九五年三月以降の生産額がそれ以前の三年間のピーク時より五%以上減少している、新分野進出等を行うまでの準備期間に息継ぎとして実施する事業展開計画を持つてゐる製造業などの中小企業がその対象になるという理解をいたしておりますが、間違ひございませぬですか。

○政府委員(安本皓信君) 間違ひございませぬ。

○市川正一君 いたしますと、製造業等で過去三年間のピーク時より生産額が五%減少していれば対象になるわけでありまして、この三月に成立した大企業リストラ促進法と言われる事業革新円滑化法、これは過去五年間の生産額より五%減少しておれば対象になるということになつてゐます。

そうしてみると、これに照らしても、今回の不況に入る前の時点、すなわち三年ではなしに少なくとも五年間の生産額を採用すべきではないでしょうか。また、法律本体の新分野進出計画の対象条件、生産額が一〇%以上減少しているか、または生産額が五%以上減少し下請・海外取引依存度が二〇%以上ある中小企業という、この対象条件を事業革新円滑化法並みに五%に、もつとハードルを低くしていいんじゃないかと私は思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(安本皓信君) 事業革新法につきましては、法の対象となる業種につきましてもは省令で定めることとしておりまして、具体的判断の際、原則として過去五年間に業種全体の雇用の減少及び生産の五%以上の減少を基準としております。生産の減少だけではなくて雇用の減少ということも要件になつております。

他方この法律は、事業展開計画及び新分野進出計画、いずれにおいても事業革新法のように細か

く業種を指定するというのではなくて、すべての製造業者等を対象にしております。経済の構造的影響を受けている業種を広くカバーできるといふふうに考えております。

また、支援措置につきましても、今回の改正によりまして追加されます事業展開計画につきましても、急激な円高によりまして中小企業への深刻な影響を緩和することによりまして、中小企業者の前向きな努力を支援するために……

○市川正一君 ハードルが高いんだ。

○政府委員(安本皓信君) それにつきましても、要するに講じております措置がこちらの方が例えばより手厚いものでありますとか、あるいは事業革新法の方は例えば標準産業分類の四けたの業種に絞るためのことでありまして、こちらは個別の企業がどんな対象になるというふうなことでございまして、必ずしもどちらが手厚いとかあるいはどちらの方が要件が緩いとか、そういうことは言えないのではないかとこのように考えております。

○市川正一君 三年と五年の問題にしろ、あるいは一〇％、五％の問題にしろ、ハードルをやつぱり中小企業やからもっと配慮すべきだということを私指摘して、研究してほしいというふうに思っています。

それから次に、中小企業にとつての実際の支援効果ですね、それを読ませていただいてつらつら思うのに、新分野進出に向けての具体的設備投資がなければ減税の恩恵はない、以前から赤字企業であれば欠損金の繰り越しもだめ、設備近代化資金を利用していなければ償還の特例も受けられぬというのでは、私はけちばつかりつけているんじゃないですよ、これではやつぱり魅力に乏しいんじゃないかと。

もっと魅力あるものにするためにも、なぜ事業展開の承認を受けた業者に、八六年のあの円高不況のときには新事業転換法で国際経済調整融資制度などのように法律に基づく融資をちゃんとしたんですね、それを今度は見送っているんですか。

また、信用保険の特例措置をちゃんと法律で担保する必要はなかったのか。そういう魅力あるものに何で仕上げてはいただけないのかと思うんですが、どうですか。

○政府委員(中田哲雄君) 今度の立法措置につきましても、委員御案内のとおり今般修正予算を成立させていただいたわけでございまして、これによりまして緊急対策、各種ございまして、例えば政府系中小企業金融機関による特別の融資制度でございまして、あるいは府県と一緒にやっております体質強化資金あるいは信用保険の特例等々緊急対策を今講じようとしているわけでございまして、これらの措置をフルに使って、さらに法律事項として手当てをしなければならぬものを今度の法律でやつたわけでございまして、したがって、円高緊急対策として今実施をしつつありますこの対策とあわせてぜひ御判断をいただきたいというふうに思うわけでございまして、いろいろやつていくから任しときというお話のようですが、任しとかれぬのですよ。

○市川正一君 いろいろやつていくから任しときというお話のようですが、任しとかれぬのですよ。例えば、九三年十一月からの新分野進出等の低利融資の実績を通過からいただきました。それを見ますと、認定業者千三百三十八件のうち四百四十四件、三三・二％しか適用されていません。近代化資金の返済猶予は二百七十七件、二〇・七％です。信用保険の特例は四百七十五件、三五・五％しか利用できていないんです。つまり、中小企業庁がおっしゃる新分野進出を目指して自助努力に取り組んでいる前向きの業者が、法律の認定業者でも今申しましたように大体三〇％台なんです。それから融資を受けられておられます。

ですから、私、今回の改正で創設される事業展開計画を承認された業者が、確かに補正予算での中小企業国際経済環境変化対応等円滑化融資の創設あるいは信用保険の特例の円高関連枠の創設、これを必ず利用できるように保障してやつてほしいんですが、どうですか。

○政府委員(安本皓信君) 先ほどの既存の中小新分野進出等計画にありながら施策を利用しているのが少ないというお話でございましたが、中小リストラ法につきましてもいろいろな施策をその中に盛り込んでおりますので、実はどの施策を受けたいのかというのが分散する傾向にございまして、例えば融資で申し上げれば、その計画の承認を受けた方々の約三分の一程度が要するに実際にその融資の申し込みをされているというふうなこともございまして、必ずしも計画の数と承認数と融資とかあるいは個別の利用のあれを見て、少ないとか多いとか必ずしも言えなくて……

○市川正一君 私、一つだけ言うてしまへん、三つちゃんと並べて言うてますけど。○政府委員(安本皓信君) 全体についてそういう分散がありますので、そういうことで御理解いただきたいと思っております。今回の計画につきましても、御承知のとおり直接この法律と融資制度はリンクしているものではございませんが、その要件に合致しているものについては審査を経れば、できるだけそういう御要望にこたえられるようにしたいというふうに考えております。

○市川正一君 もう一つ伺いたいのは、今回の補正予算案で、緊急経営貸し付けの適用期間が延長され、あるいは中小企業保険の特例の円高関連枠を創設する、あるいは地方自治体の無担保無保証人融資のもとになる特別小口保険が一千万円にまでなる。これらはかねて私が要求いたしておりましたことが実現したものと大いに評価させていただきます。しかし、七千億の国際経済環境変化対応等円滑化貸し付けの金利が三・六％というのは、これはただだいたいの金利が三・六％というの、これはただだいたいの金利が三・八五％という財投金利の中で三・六ということ、非常に私どもとしては最大限の努力をさせていたいただいていると思っておりますし、また単純に金利を比較しますと、三・六でも高いじゃないか、市中でももっと安いやつもあるというふうなこともございまして、しかしながら政府系金融機関の金利は、これは御承知のとおり長期固定でございまして、

それからまた、市中の場合には往々にして非常に優良なところが非常に安くなっているというところがございます。政府系機関の場合にはそういういろいろな差別というふうなこともございまして、すし、そういう意味では実質的に最大限の努力をさせていただいているというふうに考えております。

○市川正一君 もっと頑張つてほしい。それでこれは可能なんです。都道府県が実施している緊急経営支援貸付融資を見ますと、日経新聞も報道しておりますけれども、埼玉県が二・四％、岐阜県が二・六％、福島県が二・七％、大阪は二・八％、多くの県などで二％台になっているんです。だからやつぱり国ももっと努力していただきたいということを強く要望いたします。そこで、大臣お待たせいたしました。今度の補正予算における信用保証の倍額化、これは大いに歓迎いたします。しかし、この倍額化が、文字どおり、額面どおりに保証協会や銀行で融資や保証を実施するかどうかが大変懸念されているんです。

と申しますのは、信用保証協会が物的担保主義に陥つておる。先日、中堅中小企業の経営者団体である中小企業家同友会から、保証協会が物的担保優先主義に陥ることなく、事業経験あるいは経営努力、企業体質等を正當に評価するシステムをもっと構築してほしいという要望を寄せてくれました。

利融資だと思ふんですが、そういう方向に改善すべきじゃないんですか。いかがでしょう。○政府委員(安本皓信君) 先生御承知のとおり、三・八五という財投金利の中で三・六ということ、非常に私どもとしては最大限の努力をさせていたいただいていると思っておりますし、また単純に金利を比較しますと、三・六でも高いじゃないか、市中でももっと安いやつもあるというふうなこともございまして、しかしながら政府系金融機関の金利は、これは御承知のとおり長期固定でございまして、

それからまた、市中の場合には往々にして非常に優良なところが非常に安くなっているというところがございます。政府系機関の場合にはそういういろいろな差別というふうなこともございまして、すし、そういう意味では実質的に最大限の努力をさせていただいているというふうに考えております。

○市川正一君 もっと頑張つてほしい。それでこれは可能なんです。都道府県が実施している緊急経営支援貸付融資を見ますと、日経新聞も報道しておりますけれども、埼玉県が二・四％、岐阜県が二・六％、福島県が二・七％、大阪は二・八％、多くの県などで二％台になっているんです。だからやつぱり国ももっと努力していただきたいということを強く要望いたします。そこで、大臣お待たせいたしました。今度の補正予算における信用保証の倍額化、これは大いに歓迎いたします。しかし、この倍額化が、文字どおり、額面どおりに保証協会や銀行で融資や保証を実施するかどうかが大変懸念されているんです。

と申しますのは、信用保証協会が物的担保主義に陥つておる。先日、中堅中小企業の経営者団体である中小企業家同友会から、保証協会が物的担保優先主義に陥ることなく、事業経験あるいは経営努力、企業体質等を正當に評価するシステムをもっと構築してほしいという要望を寄せてくれました。

利融資だと思ふんですが、そういう方向に改善すべきじゃないんですか。いかがでしょう。○政府委員(安本皓信君) 先生御承知のとおり、三・八五という財投金利の中で三・六ということ、非常に私どもとしては最大限の努力をさせていたいただいていると思っておりますし、また単純に金利を比較しますと、三・六でも高いじゃないか、市中でももっと安いやつもあるというふうなこともございまして、しかしながら政府系金融機関の金利は、これは御承知のとおり長期固定でございまして、

それからまた、市中の場合には往々にして非常に優良なところが非常に安くなっているというところがございます。政府系機関の場合にはそういういろいろな差別というふうなこともございまして、すし、そういう意味では実質的に最大限の努力をさせていただいているというふうに考えております。

○市川正一君 もっと頑張つてほしい。それでこれは可能なんです。都道府県が実施している緊急経営支援貸付融資を見ますと、日経新聞も報道しておりますけれども、埼玉県が二・四％、岐阜県が二・六％、福島県が二・七％、大阪は二・八％、多くの県などで二％台になっているんです。だからやつぱり国ももっと努力していただきたいということを強く要望いたします。そこで、大臣お待たせいたしました。今度の補正予算における信用保証の倍額化、これは大いに歓迎いたします。しかし、この倍額化が、文字どおり、額面どおりに保証協会や銀行で融資や保証を実施するかどうかが大変懸念されているんです。

と申しますのは、信用保証協会が物的担保主義に陥つておる。先日、中堅中小企業の経営者団体である中小企業家同友会から、保証協会が物的担保優先主義に陥ることなく、事業経験あるいは経営努力、企業体質等を正當に評価するシステムをもっと構築してほしいという要望を寄せてくれました。

私は、こういう円高のもとで、企業として存続を図り、また新分野進出に前向きに取り組もうとして、中小企業者が利用できるような、保証協会が物的担保主義に固執するんじゃないに弾力的に対応するように通産省としても指導を強めていただきたいというふうに願っているところでありますが、御意見を承りたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は一度でいいから市川先生、ちゃんと褒めたら最後まで褒めていただきたいと思うんですけども。

しかし、私は今の御注意は既に私も自身が懸念をいたし、担保徴求に対しては弾力的に対応するようにということを示し、要望をいたしております。

なお、これは政府系金融機関だけの問題ではございませんで、民間の金融機関についても同様の問題が耳に入っております。先日、十四日でしたかの閣議後の関係懇談会の席上、私から大蔵大臣に対し、民間金融機関に対しても担保徴求について弾力的な対応を要望いたしまして、たしか昨日でしたか、そういう指示を出していただいたと聞いております。

○市川正一君 最後に、橋本通産大臣との今までのかわり合いをも踏まえて伺いたいと思います。十六日の参議院本会議の私の質問に対して、村山総理が、阪神・淡路大震災の災害融資について、国の制度は八月以降も延長する方向で検討すると、こう述べられました。兵庫県の緊急災害復旧資金の融資は県と国の両方が八月以降も続けると、これが被災中小企業の自力による復旧あるいは復興を支えることになると私確信いたします。大臣の格段の御努力、これを心から要請し、決意のほどを承って私の質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 阪神・淡路大震災にかかわります政府系中小金融機関の融資の特例措置につきましては、確かに七月末までとなっておりますが、八月以降も延長する方向で今検討をいたしております。これは兵庫県とも密接に連絡を

とり合いながら制度の取り扱いについての万全を期してまいりたい、そのように思っております。

○市川正一君 ありがとうございます。

○委員長(石渡清元君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、竹山裕君が委員を辞任され、その補欠として南野知恵子君が選任されました。

○齋正敏君 齋正敏です。最近の急激な円高に対する緊急対策として、さつき大臣の言葉では対症療法的なことだったんですが、今回の法改正は必要な法改正だと思つて、賛成する立場から少し御質問をいたします。

円高によりまして経済的なダメージを受けている中小企業が多いと思うんですが、その企業の数、それからその金額、これを教えていただければと思います。

○政府委員(中田哲雄君) 先般、五月十二日に本年度版の中小企業白書を閣議決定いたしました。国会に御報告をする手はずをしております。ところでございますけれども、これによりまして、円高によりマイナスの影響を受けた中小企業は、私どものアンケート対象、これ全産業でございますが、三八・八%を占めております。これを中小企業の事業場数に単純に掛けてみますと、二百五十万の中小事業者がマイナスの影響を受けているということになるわけでございます。

他方、プラスの影響を受けている中小企業もございまして、全体の、これは流通業、サービス業を含めてでございますが、一九・一%がプラスの影響を受け、あるいは予測をしておるということでございます。これも単純に掛け合わせますと、百二十万の中小企業がプラスの影響を予測しておるということでございます。

なお、このメリット、デメリットの額といましようか、これにつきましてはそれぞれ各企業の内情にわたるわけでございまして、ちよつと私どもの調査では把握し切れないわけでございま

す。

○齋正敏君 こういうふうな考えてもいいんではないか。金額ということとはわからないということですが、円高メリットといふものが一方である、それが一〇〇%消費者、国民に還元されたというふうな仮定をしますと、日本の国全体としては円高によって損害を受けているということではないかと、こういうふうな理解してよろしいんですか。

○政府委員(中田哲雄君) 円が高く評価されると、それによりまして輸入物価等々が引き下がってくるということ自体は国民経済的に見て好ましいことだろうというふうな思っております。ただ、これが急激に進んだ場合に、前々から御指摘いただいておりますように、輸出関連の企業あるいは輸入競合品の企業あるいは輸出等を行っております大企業の下請企業、こういったところが集中的に被害をこうむるということでございます。このあたりは国民経済的にも大変な問題だろうというふうな思っております。

○齋正敏君 そこで、円高のメリットがあつてもそれをため込んで出さないという企業や業種もあるんじゃないかと思つて、そういうところに対しては行政指導をさらに強化すべきだと思つて、大臣の方からお答えいただきたいんですが、どういふふうに進めておられるか、現在及び今後ということについてお願いします。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 円高メリットとよく言われますそのメリットについては、これはできるだけ早く、しかも十分に還元がされなければなりません。四月中に、通産省といたしましては、所管をいたしております輸入、卸、小売あるいは卸・小売、メーカー、各広範な関係業界、九十六業界だつたと思いますが、これに對しまして円高差益還元の要請を全部に對していたしました。政府全体としては、その結果をたしか五月いっぱいには経済企画庁の方で取りまとめたことになつております。

また、従来の調査ではこれは輸入消費財を中心に行つてきたわけでありますけれども、輸入原材料あるいは中間財にも着目いたしまして円高メリットの浸透状況についての調査を行つておりまして、これも五月中にまとまる予定でございます。

○齋正敏君 ところで、数日前、アメリカの方で日本の十三の高級車に一〇〇%の関税、つまり倍にするということの制裁リストが発表になつたわけですね。総額五十九億ドル、約五千億円ぐらいでしようか。

そういうことなんですが、この制裁の発表についてマスコミの報道を見ますと、アメリカの国内の世論の中にもこの対日制裁に對して批判的な意見が多いか、少なくともあると、こういうふうな報道されているんですけれども、アメリカ国内で対日制裁に對する批判というものはどういふ理由が挙げられているというふうな政府としては分析してありますか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) これは現時点で必ずしも正確なことを申し上げるところまで集まつてはおりません。

ただ、基本的にありますのは、ビッグスリーなアメリカの自動車メーカー、これは既に歴史的な利益を計上しております。そういう状況の中でありますだけに、今回の一方的措置でまたその上にプラスして多大な利益を受けるということにつきましては、米国民一般の空気は必ずしも快いものではないというふうな承知をいたしております。

さらに、日本から輸出をいたしておりますこの十三車種を対象にして二千店強のディーラーがございまして、我々はその従業員数を六万人強と思つておりましたが、本日ニュースを見ておりますと、アメリカの関係業界の方では八万人強と言つておられます。我々が予測したよりも雇用は多いということでありました。これは大体対全米で五%から七%の数字に当たります。少なくともこのディーラー並びに労働者には大きな影響を生ずるということになります。

しかも、これはカンターUSTR代表の発表の際には、その影響はないと言いつつおりました。日本側で調べてみますと、この十三車種の中には大体アメリカからの部品購入が相当入っております。これは金額的には約二億四千万ドル程度になるかと思ひまして、当然その一〇〇%の報復関税といったような関税が実施されますならばほとんどの輸出はとまるであります。これは当然のことながらアメリカからの部品購入が二億四千万ドル余り減少することでありまして、これはそうした関係の方々にも非常に大きな影響をもたらす。

そして、そういう影響が次第に皆の中に浸透し始めまして、カンターUSTR代表の発表にもかかわらず、関係者には被害が及ぶということでの反発が生じつつあります。

○齋正敏君 今御説明があつた経済問題のほかに、アメリカ国内での批判的な意見の中に、日米関係の安全保障問題に悪影響があるんじゃないか、そういうことを懸念する意見、こういうものもあるのではないかと推測もされるんですが、そういうのは聞いておられませんか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 我々は、この包括協定における補修部品市場の問題についての合意のできなかったことが日米関係に大きな影響をもたらしてはならないと、非常に注意深くこの問題を扱つてまいりました。そして、WTOに手続を移しますについても、この点については十分な配慮を払つてきたつもりであります。

アメリカ側におきましても、カンター代表の記者会見の時点におきましてはこうした点に非常に注意を払われた会話がなされたと思ひました。そして、他の分野に波及させないということをお願い切つておられたように思ひます。

ところがその後、日本の姿勢が必ずしもアメリカにひびく態度ではないということを感じて以降の政府の発言には微妙な変化が生じておりまして、これは予想以上に大きな問題になるかもしれない、安全保障問題にも影響が及ぶか

もしれないといった言辭が目立つようになりまして、これが本心からのものか、あるいは交渉上のテクニックによるものなのか、現時点において私には判断が付きません。しかし、そうした事態にならないようにこれは全力を尽くさなければならぬと考えておりますし、本日の予算委員会におきまして副総理・外務大臣の方からもそうした決意を述べられたところであります。

○齋正敏君 強く対日制裁を推進しようという論もあるわけで、こういうふうな決定も出ているわけですが、そういう推進論というものの背景には、我が日本の国に米軍の基地を置いて、そして安保条約によつて日本の国を守つてあげているといひますか守つてやっているとありますが、そういう考えも背景にあるのではないかと私などは邪推するんですけれども、そんなことは感じませんでしょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) これは、あえて委員御自身が邪推という言葉をお使いになりましたが、私もその点は邪推であることを願つております。○齋正敏君 いや、そういうのがあるのではないかと、こういうふうな、これから表立出てくるのではないかと、こういうふうに感ずるということでは推論をしたわけなんです。

もしそういうような、米軍基地を置いて日本を守つてやっていると、つまり経済と安全保障をリンクさせて圧力を日本に対してかけてくるというようなことが今後高まってくるというような場合は、そういう仮定のことは答えられないとおしやるかもしれないが、そういうふうなことも一応考えて、そういう場合には、やはり米軍基地というものの対して日本は逆言えば多額の思いやり予算というものを支出しておるわけですね。二千七百億円というんですから、安全保障問題の金額と経済の制裁金額と比較するのは適切かどうかわかりませんが、今度の制裁額の半分ぐらいという

金額になつておるんです。こういうようなものもこの際少し削るかというふうな議論も考慮に入れてみて、そういうようなことも考えながら経済交渉に臨んでいくというふうなことも必要なのではないかと推測するんですけれども、大臣のお考えを述べていただいて、それで終わります。

○国務大臣(橋本龍太郎君) この点は、私はちょっと委員と見解を異にいたします。

と申しますのは、多少答弁をお許しいただきたいと思つておりますが、実は私自身、日米交渉、何回かの体験の中で、今回大変なケースであります。国務省あるいは国防総省が全くこの議論の中に介入をいたしていません。むしろMOS協定のころあるいは建設市場参入が非常に面倒な議論になりましたところ、さらに構造協定のとき、常に実はUSTRあるいは商務省の裏側には国務省あるいは国防総省の影がございました。

そして、非常に不愉快な事態をお互いの議論の中で、ある場合はアメリカ側をなだめる、要するにアメリカ側の通商担当をなだめる立場で、これ以上議論を進めると影響が生ずるからというふうなことで妥協の道を模索する方向に誘導する、あるいは逆に我々の方にプレッシャーを、まさに今委員の言われた議論の裏返しのような形でかけてくるということが今までは何回かございました。

今回、私はこの包括協定の議論で、非常に激しい議論を繰り返しておりますが、従来と全く違ひますのは、国務省がこの議論の中に全く介入をしてきておらない。より国防総省の影は全くない。

この点は従来と全く私は状況が違ふと思つております。そして、それはやはりある意味では、アメリカとしてもみずから生み育てるべく努力をしてきたWTO体制というものの中で経済問題、貿易交渉の問題と他分野を絡めないという考え方をとつてくれたものではなからうか、少なくともきょうまで私はそのように感じておりました。

そして、現時点におきましても国務省あるいは国防総省が動く気配はございません。ですから、私はその点では従来むしろそうした感じを持った

ことがございました。今回、その懸念を全く感じずに議論ができております。

○齋正敏君 終わります。

○委員長(石渡清元君) 他に御発言もないようです。質疑は結局したものと認めます。

これより討論に入ります。別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造的变化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(石渡清元君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(石渡清元君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後七時八分散会

五月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造的变化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造的变化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造的变化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法
(平成五年法律第九十三号)の一部を次のように
改正する。

第二条第三項中「構造的な変化」の下に「(以下
「経済的構造的変化」という。)を加え、」のうち、
その事業がこれらの変化による影響を受け、又は
受けるおそれがあるものであって、その生産額又
は取引額が相当程度減少していることその他の政
令で定める要件に該当するもの」を削る。

第三条第一項中「特定中小企業者」を「特定中
小企業者(その事業が経済的構造的変化による影
響を受け、又は受けるおそれがあるものであつ
て、その生産額又は取引額が相当程度減少してい
ることその他の政令で定める要件に該当するもの
及びこれらの者がその構成員の相当程度を占める
組合等に限る。以下この条から第六条までにおい
て同じ)」に改める。

第六条の次に次の二条を加える。

(事業の展開)

第六条の二 特定中小企業者(その事業が経済的
構造的変化のうち特に最近の貿易事情その他の
国際経済に係る事情の急激な変化であつて政令
で定めるものによる影響を受け、又は受けるお
それがあるものであって、その生産額又は取引
額が相当程度減少していることその他の政令で
定める要件に該当するもの及びこれらの者がそ
の構成員の相当程度を占める組合等に限る。以
下この条、次条及び第十条第五項において同
じ。)は、新分野進出等、新商品又は新技術の開
発その他の経済的構造的変化への適応のための
新たな事業活動及びこれらの準備のための事業
活動(第三条第一項の政令で定める業種に属す
る事業に係るものに限るものとし、特定中小企
業者が第二条第一項第四号若しくは第五号に掲
げる組合を設立し、又は合併し、若しくは資本
の額若しくは出資の総額の全部を出資して会社
を設立しようとする場合にあつてはその組合又
はその合併若しくは出資により設立される会社
(合併後存続する会社を含む。)が行うものを、

同項第四号又は第六号に掲げる者であつて特定
中小企業者であるものが協業組合に組織を変更
しようとする場合にあつてはその協業組合が行
うものを含む。以下「事業展開」という。に關す
る計画を、組合等はその構成員たる特定中小企
業者が行おうとする事業展開に関する計画を作
成し、これを平成九年五月三十一日までにその
主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事
に提出して、その承認を受けることができる。

2 第三条第二項(第六号及び第七号に係る部分
を除く。及び)第三項第三号に係る部分を除
く。並びに第四号第三項において準用する第
三条第三項第三号に係る部分を除く。の規定
は、前項に規定する事業展開に関する計画(以
下「事業展開計画」という。)について準用する。
第六条の三 第五条第二項の規定は、前条第一項
の承認に係る事業展開計画(同条第二項におい
て準用する)第四条第一項の規定による変更の承
認があつたときは、その変更後のもの。以下「承
認事業展開計画」という。に従つて事業展開を
行おうとする特定中小企業者に係る近代化資金
貸付金について準用する。この場合において、
第五条第二項中「この法律」とあるのは、「特定
中小企業者の新分野進出等による経済的構造的
変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一
部を改正する法律(平成七年法律第 号)」
と読み替へるものとする。

第九条中「第三条第二項第六号に規定する事業」
の下に「承認事業展開計画に従つて行われる事
業展開」を加える。

第十条第一項中「特定中小企業者」の下に「(第三
条第一項に規定する特定中小企業者をいう。)」を
加え、「その」を「その」に改め、「いう。)」の下に
「又は承認事業展開計画に従つて事業展開を行
おうとする特定中小企業者(第六条の二第一項に規
定する特定中小企業者をいう。)」を、「当該承認新
分野進出等計画」の下に「又は当該承認事業展開計
画」を加え、同条第五項中「特別中小企業者」の下
に「又は承認事業展開計画に従つて事業展開を行

おうとする特定中小企業者」を加える。
第十一条中「新分野進出等」の下に「事業展開」
を加える。

第十二条第一項中「新分野進出等」の下に「又は
事業展開」を加える。
第十五条中「第三条第一項」の下に「第六条の
二第一項」を、「第三条第二項第六号に規定する事
業を行う者」の下に「承認事業展開計画に従つて
事業展開を行う者」を、「に對し、承認新分野進出
等計画」の下に「承認事業展開計画」を加える。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(租税特別措置法の一部改正)
第二条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二
十六号)の一部を次のように改正する。

第十条の四第一項第六号中「同法第二条第三
項」を「同項」に改める。
第三十七条第一項の表の第十七号の上欄のイ
中「受けた同法第二条第三項」を「受けた同項」に
改める。

第四十二条の七第一項第六号中「同法第二条
第三項」を「同項」に、「同項」を「同法第二条第三
項」に改める。

第六十五条の七第一項の表の第十八号の上欄
のイ中「受けた同法第二条第三項」を「受けた同
項」に、「同項」を「同法第二条第三項」に改める。
第六十六条の十四中「同法第二条第三項」を
「同項」に、「同項」を「同法第二条第三項」に改め
る。

五月十八日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は五月十五日)
一、特定中小企業者の新分野進出等による経済
的構造的変化への適応の円滑化に関する臨時
措置法の一部を改正する法律案

第五号中正誤

ページ 段行 誤 正
二三 三 終わり 誤 正
三 三 終わり 誤 正

平成七年五月二十九日印刷

平成七年五月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K